

補助対象施設・設備の取り扱いについて

補助金で取得（修繕）した財産等は処分制限期間中に無断で処分してはいけません。

- ※処分
- 1 転用・・・所有者の変更を伴わない目的外使用
 - 2 譲渡・・・所有者の変更
 - 3 交換・・・他人の所有する他の財産との交換
 - 4 貸付け・・・所有者の変更を伴わない使用者の変更
 - 5 担保権の設定・・・抵当権その他の担保権の設定
 - 6 取壊し・・・施設の使用を止め、取り壊すこと
 - 7 廃棄・・・設備の使用を止め、廃棄処分すること

【福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金交付要綱】

第22条（財産の処分の制限）3項（要約）

補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産を他の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、様式第12号「取得財産等の処分承認申請書」により知事の承認を受けなければならない。

第18条（交付決定等の取消し等）（要約）

2項 知事は、補助事業者が交付決定の内容又はこの要綱に違反したときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

3項 知事は、前項の規定による取消しを行ったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

○知事の承認を受けずに処分（目的外使用含む）を行った場合、交付決定が取消しになり、全額返還に加え加算金の納付が求められる場合があります。処分を行う場合には必ず事前に県へご連絡ください。

○特に近年、事業完了後の会計検査院による実地検査の結果、補助対象施設・設備が申請書に記載された目的に反して他の目的に不正に使用される案件が見られ、全額返還している事案も生じておりますのでご注意ください。

○補助事業により取得等した設備については、「福島県創業促進・企業誘致に向けた設備投資等支援補助金」のシールを見える位置に貼り付けてください。

お問い合わせ先

福島県産業振興課

創業補助金担当 TEL : 024-521-8648